

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定によつて、次の肥料の登録は失効した。

令和三年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	広島県第一〇六九号
肥料の種類	副産石灰肥料
肥料の名称	粒状苦土入りカキ副産石灰 一一号
保証成分（%）	アルカリ分 五三・〇 く溶性苦土 一一・〇
その他規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の氏名又は名称及び住所	丸栄株式会社 広島県広島市中区十日市町一丁目四番三 一号
失効年月日	令和二年九月一〇日